

石巻市立病院床頭台等設置運営事業者募集要領

1 目的

この要領は、石巻市立病院内に床頭台等を設置し、これを運営する事業者として、本市と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するために必要な事項を定める。

2 事業概要

- (1) 事業名 石巻市立病院床頭台等設置運営事業
- (2) 事業内容 「石巻市立病院床頭台等設置運営事業仕様書」のとおり
- (3) 事業期間等
 - ア 設置期限 令和9年4月1日（木）
 - イ 事業期間 令和9年4月1日から令和16年3月31日まで（7年間）
ただし、行政財産の貸付に係る覚書や仕様の定めに対して、特段の事情がない限りは、8年目以降は事業者と協議のうえ1年毎、最長3年間（計10年まで）延長できるものとする。
- (4) 履行場所 宮城県石巻市穀町15番1号 石巻市立病院

3 実施形式

提出書類の審査、プレゼンテーション等を実施し、「石巻市立病院床頭台等設置運営事業者評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき審査し、契約の相手方となる優先交渉権者を決定する。

4 参加資格

本募集に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項の競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に登録された者であること。
ただし、承認簿に登録されていない場合は、下記書類一式を参加資格審査申請書と同時に提出することで、参加資格があるものとみなす。
 - ア 法人にあつては、登記事項証明書（商業登記簿謄本等）及び定款の写し
 - イ 個人にあつては、身分（身元）証明書の写し
 - ウ 印鑑登録証明書の写し
 - エ 使用印鑑届又は委任状
- (2) 令和8年4月1日時点で、日本国内に本店、支店、営業所等のいずれかを有していること。
- (3) 令和8年4月1日時点で、180床以上の医療機関において、継続して3年以上の病院床頭台等設置運営事業受託実績を有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (9) 指名停止等措置要綱別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。
- (10) 直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）に滞納がない者であること。

5 資料等の配布について

本募集に係る書類を次のとおり配布するので、各自取得すること。

- (1) 配布期間 令和8年9月9日（水）～9月19日（金）
- (2) 配布方法 石巻市ホームページからダウンロードすること。

6 質疑応答

本実施要領の内容に質問がある場合は、質問書の提出により行うものとし、口頭での質問には応じない。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出期間 令和8年9月9日（水）から9月18日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法

後記15の問合せ先に電子メールにより提出すること。

また、電子メール送信後に後記15の問合せ先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

- (4) 回答方法

令和8年9月25日（金）までに石巻市ホームページに掲載する。

7 参加資格要件の確認

本プレゼンテーションに参加を希望する者は、次に定めるところにより、必要な書類を提出し、参加資格要件の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類（各1部提出のこと）

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業実績調書（様式2）

ウ 商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

エ 令和8年4月1日を基準日とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書又は未納がないことの証明書

オ 会社概要又は事業概要等

※応募企業の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの（パンフレット等可）

カ 財務諸表類の写し（直近のもの）

※貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの

(2) 提出期間 令和8年10月2日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 後記15の問合せ先に持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「参加資格要件確認書類在中」と朱書。）とし、(2)に定める提出期間中必着とする。

(4) 結果通知 審査の結果は、電子メールにより令和8年10月5日（月）を目安に通知し、企画提案書の提出要請を行う。なお、確認に時間を要する場合はこの限りではない。

8 企画提案書等の提出

参加資格があると認められた者は、次のとおり企画提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書（任意様式）

(2) 提出期間 令和8年10月16日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 後記15「問合せ及び書類提出先」参照

(4) 提出部数 各10部

(5) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「企画提案書類在中」と朱書すること。）とし、(2)に定める提出期間中必着とする。

9 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された企画提案書等は、石巻市立病院床頭台等設置運営事業者選定委員会

(以下「選定委員会」という。)が審査する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーション等による審査を行う。

プレゼンテーションは、原則として本事業を実際に行う予定の指導助言者、受託責任者又はこれらと同程度の能力を有する者が行うものとし、参加できる人数は3人以内とする。

プレゼンテーションの詳細な日時、場所、内容等については別途書面で通知する。

(3) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさない場合

(イ) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった場合

(ウ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった場合

(エ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた場合又は不正な接触を行った場合

イ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

(ア) 本募集の実施に係る公告及び本実施要領に適合しない企画提案書等を作成し、提出した場合

(イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず又は提出する企画提案書等に虚偽の記載をし、これを提出した場合

(4) 審査における評価基準

「評価基準」を参照すること。

10 事業者の選定

(1) 審査及び結果の通知

提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を踏まえ、評価基準に基づき選定委員会が総合的に審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位の提案を行った者を次点者と決定する。

審査結果は、参加した全ての者に書面で通知するとともに、石巻市ホームページ上にて公表する。

(2) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての説明を文書により求めることができる。

回答は、非選定理由についての説明を求める文書を本市で受け付けた翌日から起算して10日以内に文書により回答する。

1 1 契約の締結

審査結果に基づき、優先交渉権者と本件について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

1 2 実施日程

公募による受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

期 間 ・ 期 限 等	内 容
令和8年9月9日（水）	公告及び実施要領等の交付開始
令和8年9月9日（水） ～令和8年9月17日（木）	参加資格、企画提案書等に関する質問の受付期間
令和8年9月25日（金）	参加資格、企画提案書等に関する質問への回答通知期限
令和8年10月16日（金）	企画提案書等の受付締切
令和8年10月下旬（予定）	プレゼンテーションの実施
令和8年10月下旬（予定）	審査結果の発表及び通知

※プレゼンテーションについての詳細は後日通知する。

1 3 その他

- (1) 提案等手続において用いる言語は日本語、金銭の支払に用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本募集への応募に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しないこととする。
- (5) 書類は、提出者に無断で事業者選定の用以外の目的に使用しないこととする。ただし、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）に基づき公開する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、委託先に選定された提案者の企画提案書等については、石巻市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (7) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、本市が補正を求めた場合を除く。
- (9) 参加資格確認後に提案書提出を辞退する場合は、提案書提出期間内に、また提案書提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施前日までに文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。
- (10) 参加者は、選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができないこととする。

1 4 問合せ及び書類提出先

石巻市立病院事務部経営課

〒9 8 6－0 8 2 5

宮城県石巻市穀町1 5 番1 号

電 話 （0 2 2 5）2 5－5 5 5 5

F A X （0 2 2 5）2 5－5 6 7 3

E-m a i l cliishigen@city.ishinomaki.lg.jp